

東海旅客鉄道株式会社 I Cカード乗車券運送約款の一部改正（E X－I Cサービス運送約款の名称変更等に伴う改正）

現行 (前略)	改正 (前略)
(適用範囲)	(適用範囲)
第2条 I Cカード乗車券による当社線に係る旅客の運送等については、この約款の定めるところによります。	第2条 I Cカード乗車券による当社線に係る旅客の運送等については、この約款の定めるところによります。 <u>ただし、I Cカード乗車券をE Xサービス運送約款（平成 20 年 3 月社通達第 73 号）第 2 条第 1 項第 13 号に定めるE X－I Cカード等として使用する場合（以下「E X－I Cカード等としての使用」といいます。）については、E Xサービス運送約款の定めるところによります。</u>
2 この約款が改定された場合、以後の I Cカード乗車券による旅客の運送等については、改定された約款の定めるところによります。	2 この約款が改定された場合、以後の I Cカード乗車券による旅客の運送等については、改定された約款の定めるところによります。
3 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。 注) 別に定めるもののうち主なものは、以下のとおりです。	3 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。 注) 別に定めるもののうち主なものは、以下のとおりです。
(1) 東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 1 号。以下「旅客規則」といいます。） (中略)	(1) 東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 1 号。以下「旅客規則」といいます。） (中略)
(7) 東海旅客鉄道株式会社 I Cカード連絡運輸運送約款（平成 24 年 4 月東海旅客鉄道株式会社社通達第 4 号）	(7) 東海旅客鉄道株式会社 I Cカード連絡運輸運送約款（平成 24 年 4 月東海旅客鉄道株式会社社通達第 4 号） <u>(8) E Xサービス運送約款（平成 20 年 3 月社通達第 73 号。以下「E X約款」といいます。）</u>
4 前各項の定めにかかわらず、第 3 条第 10 号に規定する S Fを使用した商品購入等については、T O I C A電子マネー取扱約款（平成 21 年 12 月社通達第 66 号）の定めるところによります。	4 前各項の定めにかかわらず、第 3 条第 10 号に規定する S Fを使用した商品購入等については、T O I C A電子マネー取扱約款（平成 21 年 12 月社通達第 66 号）の定めるところによります。
(用語の意義)	(用語の意義)
第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。	第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。
(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。 (中略)	(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。 (中略)

現行	改正
(5) 「EX-ICカード」とは、<u>以下のJR東海EX-ICサービス規約（以下「EX-ICサービス規約」といいます。）の規定に基づき、当社が発行するICカードをいいます。</u> <u>ア JR東海EX-ICサービス規約（個人会員、一般法人会員／特別法人会員用）</u> <u>イ JR東海EX-ICサービス規約（ビジネス）</u> <u>ウ JR東海EX-ICサービス規約（コーポレート）</u> <u>エ JR東海EX-ICサービス規約（E予約専用）</u> <u>オ JR東海EX-ICサービス規約（提携コーポレート会員）</u> （中略） (13) 「乗車券類等」とは、TOICA乗車券用の自動券売機によりSFと引き換えに発売する旅客規則に定める乗車券類及び入場券、並びに当社が別に認めたものをいいます。 （中略） （使用方法） 第8条 TOICA乗車券を用いて乗車するときは、同一のTOICA乗車券により旅行開始駅及び旅行終了駅で自動改札機による改札を受けて入場及び出場しなければなりません。 2 前項の場合であって、別に定めるときは、利用エリア内の新幹線停車駅において、TOICA乗車券と旅客があらかじめ所持する新幹線に有効な乗車券等を併用して使用することができます。 （中略） （発売箇所） 第9条 TOICA乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）は、<u>EX-ICサービス規約</u>に基	(5) 「EX-ICカード」とは、<u>EX約款第2条第1項第9号に規定するもの</u>をいいます。 （中略） (13) 「乗車券類等」とは、TOICA乗車券用の自動券売機によりSFと引き換えに発売する旅客規則に定める乗車券類及び入場券、並びに当社が別に認めたものをいいます。 <u>(14) 「新幹線」とは、東海道本線（新幹線）をいいます。</u> <u>(15) 「新幹線停車駅」とは、東海道本線（新幹線）の特別急行列車の停車駅をいいます。</u> （中略） （使用方法） 第8条 TOICA乗車券を用いて乗車するときは、同一のTOICA乗車券により旅行開始駅及び旅行終了駅で自動改札機による改札を受けて入場及び出場しなければなりません。 2 前項の場合であって、別に定めるときは、利用エリア内の新幹線停車駅において、TOICA乗車券と旅客があらかじめ所持する新幹線<u>の特別急行列車</u>に有効な乗車券等を併用して使用することができます。 （中略） （発売箇所） 第9条 TOICA乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）は、<u>EX約款第1条第3項第1号</u>

現行	改正
づき取り扱うものとします。	<u>に掲げる会員規約等のうち、次の各号に掲げるもの（以下「EX-ICサービス規約」といいます。）に基づき取り扱うものとします。</u>
	(1) <u>J R東海EX-ICサービス規約（J R東海エクスプレス・カード会員（個人会員／一般法人会員／特別法人会員用））</u>
	(2) <u>J R東海EX-ICサービス規約（ビジネス会員用）</u>
	(3) <u>J R東海EX-ICサービス規約（提携コーポレート会員用）</u>
	(4) <u>J R東海EX-ICサービス規約（コーポレート会員用）</u>
	(5) <u>J R東海EX-ICサービス規約（E予約専用会員用）</u>
(中略)	(中略)
(ご利用条件等)	(ご利用条件等)
第 10 条 1 回の乗車につき、2 枚以上のTOICA乗車券を同時に使用することはできません。	第 10 条 1 回の乗車につき、2 枚以上のTOICA乗車券を同時に使用することはできません。
(中略)	(中略)
6 <u>新幹線には乗車できません。ただし、第 35 条の 2 に定める場合を除きます。</u>	6 <u>第 2 条第 1 項に定めるEX-ICカード等としての使用及び第 35 条の 2 に定める場合を除き、TOICA乗車券を使用して新幹線の特別急行列車に乗車することはできません。</u>
(中略)	(中略)
(デポジット)	(デポジット)
第 13 条 当社はICカードを旅客に貸与する際に、デポジットとしてICカード 1 枚につき 500 円を収受します。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）は、デポジットを収受しません。	第 13 条 当社はICカードを旅客に貸与する際に、デポジットとしてICカード 1 枚につき 500 円を収受します。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き） <u>を貸与する際には</u> 、デポジットを収受しません。
(中略)	(中略)
(券面表示事項が不明のEX-ICカード（TOICA機能付き）)	(券面表示事項が不明のEX-ICカード（TOICA機能付き）)
第 21 条の 2 EX-ICカード（TOICA機能付き）は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。	第 21 条の 2 EX-ICカード（TOICA機能付き）は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。
2 券面表示事項が不明となったEX-ICカード（TOICA機能付き）は、EX-ICサービス規約に基づき <u>再発行を行います。</u> この場合、当該EX-ICカード（TOICA機能付き）のSF残額と同額のSF残額を	2 券面表示事項が不明となったEX-ICカード（TOICA機能付き） <u>を所持する旅客は</u> 、EX-ICサービス規約に基づき、 <u>再発行の請求を行うことができます。</u> この場合、当該EX-ICカード（TOICA機能付

現行	改正
もつEX-ICカード（TOICA機能付き）の再発行の取扱いを行うことがあります。 （中略） （TOICAが無効となる場合） 第23条 TOICAは、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。 （中略） 3 第1項によるほか、EX-ICカード（TOICA機能付き）にあっては、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。 （1）記名人等以外の者が使用した場合 （中略） （4）券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合 （中略） 第3章 TOICA定期券 （TOICA定期券の発売） 第32条 TOICA定期券の購入の申し出があったときは、次の各号のいずれかに定める定期乗車券を発売します。 （中略） 4 前各項の規定にかかわらず、定期乗車券の機能をもつEX-ICカードは発行しません。 （中略） （TOICA定期券による新幹線乗車） 第35条の2 次の各号の左欄に掲げる区間を券面表示区間に含むTOICA定期券（定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券は除きます。）を所持する旅客は、それぞれ右欄に掲げる区間で、新幹線の特別急行列車の普通車自由席に乗車することができます。この場合、旅客は、新幹線に乗車する駅及び下車する駅において、片道1回乗車（2個以上の新幹線の特	き）のSF残額と同額のSF残額をもつEX-ICカード（TOICA機能付き）の再発行の取扱いを行うことがあります。 （中略） （TOICAが無効となる場合） 第23条 TOICAは、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。 （中略） 3 第1項によるほか、EX-ICカード（TOICA機能付き）にあっては、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。 （1）記名人等以外の者が使用した場合 （中略） （4）券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合 <u>（5）EX-ICサービス規約に違反して使用した場合</u> （中略） 第3章 TOICA定期券 （TOICA定期券の発売） 第32条 TOICA定期券の購入の申し出があったときは、次の各号のいずれかに定める定期乗車券を発売します。 （中略） 4 前各項の規定にかかわらず、定期乗車券の機能をもつEX-ICカード<u>（TOICA機能付き）</u>は発行しません。 （中略） （TOICA定期券による新幹線乗車） 第35条の2 次の各号の左欄に掲げる区間を券面表示区間に含むTOICA定期券（定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券は除きます。）を所持する旅客は、それぞれ右欄に掲げる区間で、新幹線の特別急行列車の普通車自由席に乗車することができます。この場合、旅客は、新幹線<u>の特別急行列車</u>に乗車する駅及び下車する駅において、片道1回乗車（2個以

現行	改正
別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるときを含みます。) する都度、専ら新幹線に乗車又は下車する旅客の改札を行う自動改札機（<u>在来線</u>の列車と新幹線の特別急行列車を乗り継ぐ旅客の改札を行う自動改札機を含みます。以下「新幹線自動改札機」といいます。）による改札を受けなければなりません。 (1) 東海道本線三島・名古屋間の 新幹線停車駅相互間 当該 T O I C A 定期券の券面表示区間内の新幹線停車駅相互間 (2) 東海道本線三島・富士間 東海道本線（新幹線）三島・新富士間 (3) 東海道本線富士・静岡間 東海道本線（新幹線）新富士・静岡間 (4) 東海道本線名古屋・岐阜間 東海道本線（新幹線）名古屋・岐阜羽島間 (注) 券面表示区間内であっても、新幹線停車駅相互間以外の区間においては、券面表示区間に連続する乗車券と併用しても、新幹線には乗車できません。 2 前項の場合、新幹線から下車した駅で、新幹線自動改札機による改札を受けたときに、T O I C A 定期券の S F から新幹線に乗車した区間に対する別表第 4 に定める新幹線自由席特急料金を減額します。ただし、小児用 T O I C A 定期券にあつては、新幹線に乗車した区間に対する別表第 4 に定める新幹線自由席特急料金を折半し、10 円未満のは数を切り捨てて 10 円単位とした額を減額します。 (中略) 4 前各項の場合であつて、<u>他の</u>急行列車と乗継ぎをするときであっても、旅客規則第 57 条の 2 に規定する乗継急行券は発売しません。	上の新幹線の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるときを含みます。) する都度、専ら新幹線<u>の特別急行列車</u>に乗車又は下車する旅客の改札を行う自動改札機（<u>新幹線以外の路線</u>の列車と新幹線の特別急行列車を乗り継ぐ旅客の改札を行う自動改札機を含みます。以下「新幹線自動改札機」といいます。）による改札を受けなければなりません。 (1) 東海道本線三島・名古屋間の 新幹線停車駅相互間 当該 T O I C A 定期券の券面表示区間内の新幹線停車駅<u>各</u>駅相互間 (2) 東海道本線三島・富士間 東海道本線（新幹線）三島・新富士間 (3) 東海道本線富士・静岡間 東海道本線（新幹線）新富士・静岡間 (4) 東海道本線名古屋・岐阜間 東海道本線（新幹線）名古屋・岐阜羽島間 (注) 券面表示区間内であっても、新幹線停車駅<u>各駅</u>相互間以外の区間においては、券面表示区間に連続する乗車券と併用しても、新幹線<u>の特別急行列車</u>には乗車できません。 2 前項の場合、新幹線<u>の特別急行列車</u>から下車した駅で、新幹線自動改札機による改札を受けたときに、T O I C A 定期券の S F から新幹線<u>の特別急行列車</u>に乗車した区間に対する別表第 4 に定める新幹線自由席特急料金を減額します。ただし、小児用 T O I C A 定期券にあつては、新幹線<u>の特別急行列車</u>に乗車した区間に対する別表第 4 に定める新幹線自由席特急料金を折半し、10 円未満のは数を切り捨てて 10 円単位とした額を減額します。 (中略) 4 前各項の場合であつて、<u>新幹線以外の路線の</u>急行列車と乗継ぎをするときであっても、旅客規則第 57 条の 2 に規定する乗継急行券は発売しませ

現行	改正
(中略) (TOICA定期券不正使用等に対する旅客運賃・増運賃及び料金・増料金の収受等) 第37条 前条第1項の規定により、TOICA定期券を無効として回収した場合(同条第3項において準用する場合を含みます。)は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。 (中略) 2 前項の規定によるほか、前条第1項第2号又は第3号に該当する場合は、当該旅客の新幹線に乗車した区間に対する旅客規則第125条第1号に定める自由席特急料金又は特定特急料金とその2倍に相当する額の増料金とをあわせて収受します。 (以下略)	ん。 (中略) (TOICA定期券不正使用等に対する旅客運賃・増運賃及び料金・増料金の収受等) 第37条 前条第1項の規定により、TOICA定期券を無効として回収した場合(同条第3項において準用する場合を含みます。)は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。 (中略) 2 前項の規定によるほか、前条第1項第2号又は第3号に該当する場合は、当該旅客の新幹線<u>の特別急行列車</u>に乗車した区間に対する旅客規則第125条<u>第1項</u>第1号<u>イ</u>に定める自由席特急料金又は特定特急料金とその2倍に相当する額の増料金とをあわせて収受します。 (以下略)

現行		改正	
別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者		別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者	
鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社、 <u>函館市企業局</u> 、伊豆箱根鉄道株式会社（中略）、横浜市交通局、 <u>札幌市交通局</u> 、東日本旅客鉄道株式会社、仙台空港鉄道株式会社（中略）、筑豊電気鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社（以下略）	鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社、伊豆箱根鉄道株式会社（中略）、横浜市交通局、東日本旅客鉄道株式会社、 <u>札幌市交通局</u> 、仙台空港鉄道株式会社（中略）、筑豊電気鉄道株式会社、 <u>函館市企業局</u> 、九州旅客鉄道株式会社（以下略）
バス事業者	伊豆箱根バス株式会社（中略）、京王バス小金井株式会社、成田空港交通株式会社、 <u>京成バス株式会社</u> 、千葉中央バス株式会社（中略）、株式会社東急トランセ、東京空港交通株式会社、株式会社リムジン・パッセンジャーサービス、 <u>東京都交通局</u> 、東武バスセントラル株式会社（中略）、宮崎交通株式会社、九州産交バス株式会社（以下略）	バス事業者	伊豆箱根バス株式会社（中略）、京王バス小金井株式会社、 <u>京成バス株式会社</u> 、成田空港交通株式会社、千葉中央バス株式会社（中略）、株式会社東急トランセ、 <u>東京都交通局</u> 、東京空港交通株式会社、株式会社リムジン・パッセンジャーサービス、東武バスセントラル株式会社（中略）、宮崎交通株式会社、 <u>佐賀市交通局</u> 、 <u>函館バス株式会社</u> 、九州産交バス株式会社（以下略）

附則

この通達は、平成29年9月2日から施行する。ただし、佐賀市交通局に係る改正は平成29年2月16日から、函館バス株式会社に係る改正は平成29年3月25日からそれぞれ適用する。